

申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	環境局環境管理部環境管理課（産業廃棄物規制グループ）（06-6630-3284、3289）
処分課（担当）名	同上
処分の名称	産業廃棄物処理施設の設置並びに変更の使用前検査及び定期検査
概要	産業廃棄物処理施設の設置者は、当該許可に係る施設について大阪市長の検査を受け、当該施設が当該許可に係る計画に適合した後でなければ使用してはなりません。 また、産業廃棄物処理施設の設置者（産業廃棄物の焼却施設、廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の熔融施設、廃ポリ塩化ビフェニル廃棄物、ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物の処理施設、産業廃棄物の最終処分場の設置者に限る）は、使用前検査を受けた日又は直近に行われた定期検査を受けた日にいずれか遅い日から5年3ヶ月以内に定期検査を受けなければなりません。
根拠法令等 及び条項	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の2第5項、第15条の2の2第1項、第15条の2の6第2項 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第12条、第12条の2
審査基準	<ul style="list-style-type: none"> ・法第15条の2第5項（使用前検査） 産業廃棄物処理施設について、大阪市長の検査を受け当該許可に係る法第15条第2項の申請書に記載した設置に関する計画に適合していること。 ・法第15条の2の2第1項（定期検査） 産業廃棄物処理施設について、法第15条の2第1項第1号の規定による規則で定める技術上の基準に適合しているかどうか、大阪市長の検査を受けなければならない。 法律施行規則第12条、第12条の2 （ http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S46/S46F03601000035.html ）
標準処理期間	（使用前検査）・令第7条の2に規定する処理施設 60日 ・令第7条の2に規定する処理施設以外 30日 （定期検査）30日
経由日数	なし
提出先	環境局環境管理部環境管理課（産業廃棄物規制グループ）
提出時期	随時
提出方法	産業廃棄物処理施設使用前検査申請書又は定期検査申請書及び添付書類を産業廃棄物規制グループへ提出してください。
手数料	定期検査 33,000円
相談窓口	環境局環境管理部環境管理課（産業廃棄物規制グループ）
ホームページ	http://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/page/0000009225.html
備考	